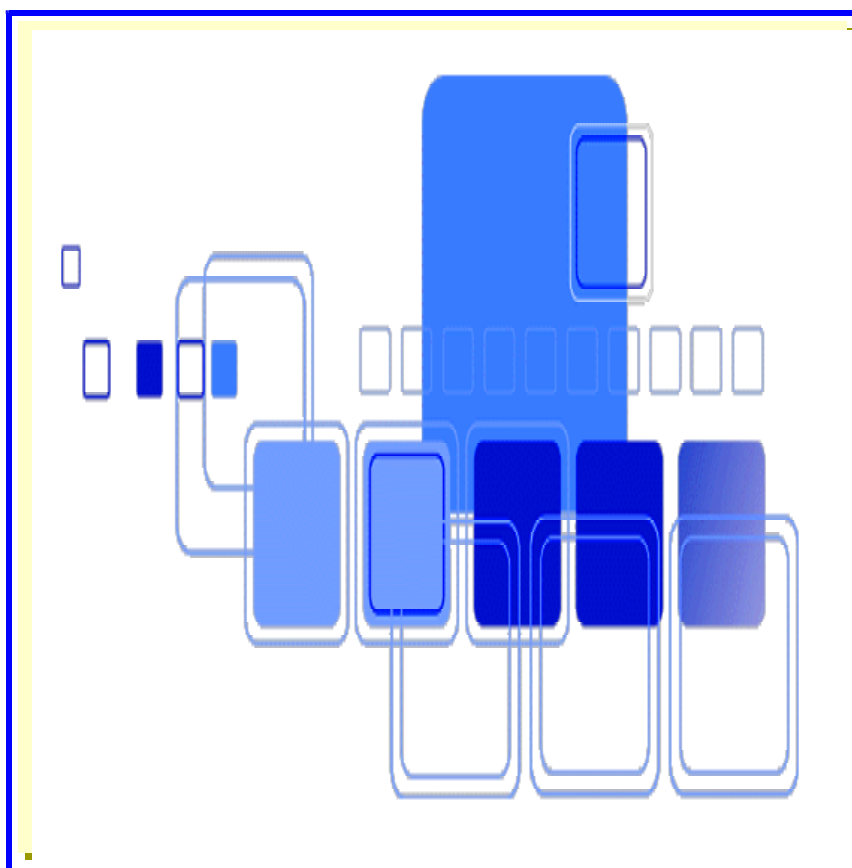


第V章 高等学校編



1 高等学校における支援体制整備の進め方

1 高等学校における特別支援教育体制整備実施状況

高等学校については、平成18年度に推進協力校を15校指定し、特別支援教育コーディネーターの指名や校内委員会の設置、特別支援教育に関する校内研修会の実施を進めてきました。19年度は、特別支援教育コーディネーター養成研修会への参加を全公立高等学校に呼び掛け、半数以上の学校から参加がありました。

このコーディネーター養成研修会への参加を機に、多くの高等学校で、「できるところから始める特別支援教育」の取組がなされ、校内の支援体制づくりに着手されました。以下は、平成19年度特別支援教育体制整備状況調査（結果は第VI章3参照）による支援体制整備の現状と課題です。高等学校では、まず、職員研修の実施が望まれます。

- ・ 本年度実施したコーディネーター養成研修会への参加をきっかけにして、校内委員会の設置、コーディネーターの指名については昨年度より数値が大幅に上がっている。今後、未設置校・未指名校の解消を図り、高等学校全体について校内支援体制上のシステムをつくることが第一の課題である。
- ・ 高等学校については、実質的には本年度から本格的な整備に着手したと言える。したがって、これから本格的な校内委員会の機能化が図られるが、その際、巡回相談の活用促進を図ることが課題になる。本年度の活用率は31%であり、他学校種に比べて低い。
- ・ このことは、特別支援教育に関する研修受講者数の少なさ（16.5%）にも表れている。校内研修の実施により、コーディネーターだけでなく、全職員が特別支援教育について研修する機会を設定することが20年度の課題になる。
また、研修を通して、実態把握の実施や個別の指導計画作成の具体的手法が研修され、それらに着手することが期待される。

2 特別支援教育体制整備のための具体的取組

(1) 特別支援教育に関する校内研修の実施

高等学校における特別支援教育を推進するためには、「本校には特別支援教育の対象になる生徒は在籍していない。」という先入観を払拭するとともに、発達障害の特性等を正しく理解して、従来の学習指導や生徒指導の手法とは異なる特別な支援を要する生徒の存在に気付くことが望まれます。また、当該生徒のニーズに応じた適切な支援が、担任だけでなく全校的な協力体制で展開されるよう、全職員で研修することが大切です。

特に、高等学校では、青年期段階での自己評価の低下による二次的障害（第VI章1参照）が、長期欠席や問題行動、学力不振等に現れる場合も少なくありません。このような生徒に対しては、教職員の共通認識に基づく一貫した対応が不可欠で、事例研究会の実施が大きな意味をもちます。高等学校における特別支援教育に関する研修でぜひ実施したい内容として、以下のような事項が考えられます。

ア 高校段階における発達障害（LD，ADHD，高機能自閉症等）の理解

高校生になると、学習や行動の困難が障害によるものなのかどうか判断しづらい場合やその困難自体が顕著でない場合も少なくありません。そのため、発達障害の特性をまず押さえ、特別な支援が必要な生徒なのかどうかを見極める際の視点を研修します。

イ 特別な支援が必要な生徒の実態把握の進め方

聞き取りやチェックリストの活用、心理検査の実施など当該生徒の実態に関する情報収集の方法を習得します。

ウ 生徒のニーズに応じる支援の進め方

当該生徒が困っていることに対して、どのような配慮や支援が望まれるのかを検討します。この支援策の検討は、日ごろの実践を紹介し合いながら事例研究的に行うことが効果的です。

エ 校内支援体制確立のための取組の進め方

前章中学校編で述べたのと同様に、高等学校においても組織的支援がとても大切になります。担任やコーディネーター任せにならないよう、関係する全教職員で見守り対応するための体制づくりの実際を研修します。

(2) 特別支援教育に関する校内委員会の設置

高等学校においても、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うために、特別支援教育に関する校内委員会を設置します。校内委員会の主な役割は、他学校種とほぼ同様で以下のとおりです。

ア 行動面や対人関係面で特別な支援が必要な生徒に早期に気付く。

イ 対象生徒の実態把握を行い、学級担任の支援方策を検討する。

ウ 保護者や関係機関と連携して、個別の教育支援計画を策定する。

エ 校内関係者と連携して、当該生徒の個別の指導計画を作成する。

オ 生徒への支援とその保護者との連携について、全教職員の共通理解を図る。また、そのための校内研修を推進する。

カ 保護者相談の窓口になるとともに、理解推進の中心となる。

高等学校における校内委員会は、既存の校内組織に特別支援教育の機能をもたせて拡大する方法が一般的です。例えば、保健部の「教育相談委員会」のメンバーに特別支援教育コーディネーターや当該生徒の担任が加わり、発達障害が疑われるケースについても情報共有します。どのような設置方法であっても、各高等学校の実状を考慮して、実効性をもたせることが大切です。

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名

各高等学校では、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を明確にし、「特別支援教育コーディネーター」として指名します。その際、学校全体、また地域の特別支援学校や関係機関にも目を配ることができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量をもった人材を選ぶようにすることが望ましいと言えます。

特別支援教育コーディネーターは、各高等学校における特別支援教育の推進のた

め、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担います。特別支援教育コーディネーターの具体的な役割・活動内容は、以下のとおりです。

ア 校内における役割

- ・ 校内における特別な支援を必要とする生徒に関する情報の収集
- ・ 校内委員会の活動推進、校内研修の準備・企画・運営
- ・ 担任が支援策を検討・実施する際の助言等

イ 外部の関係機関との連絡調整などの役割

- ・ 関係機関の情報収集・整理
- ・ 専門機関、関係機関へ相談をする際の情報収集と連絡調整
- ・ 巡回相談員、専門家チームとの連携

ウ 保護者に対する相談の窓口

(4) 巡回相談の活用

本県においては、特別支援学校教員及び各教育事務所（支所）に配置された特別支援教育アドバイザーが、巡回相談・巡回訪問という形で地域の小・中学校に対し相談支援や研修支援に当たる取組が進められており、高等学校においてもこの支援を受けることができます。

各高等学校において、校内委員会を中心とする支援体制整備の進め方や発達障害のある生徒への支援方法に関することについて助言がほしい場合や、特別支援教育に関する校内研修会を実施したい場合等は、地域の特別支援学校やアドバイザーによる巡回相談・巡回訪問を活用してください。

巡回相談等を通して受けられる支援内容には以下のような事項がありますが、支援を依頼する場合には、その具体的内容（学校の特別支援教育体制の実態や当該生徒の実態、ほしい助言内容等）について事前に整理し、巡回相談員等に伝えておきます。

ア 校内支援体制づくりに関する助言

イ 特別支援教育推進のための校内研修の講師

ウ 対象となる生徒の実態やニーズの把握における助言

エ 対象となる生徒のニーズに応じる支援内容・方法検討や個別の教育支援計画等の作成に関する助言

オ 学校生活における対象生徒の行動観察

カ 家庭との連携・相談支援に関する助言

キ 専門家チームに教育的判断を申請する場合の情報提供

(5) 個別の教育支援計画の策定と活用、個別の指導計画の作成

各高等学校においては、当該生徒の障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行うための個別の指導計画の作成や、長期的視点に立って当該生徒のニーズを把握し、関係機関の連携による適切な支援を行うための個別の教育支援計画の策定を進めます（具体的内容は第Ⅰ章2及び第Ⅳ章2を参照）。

これらの作成・策定に当たっては、特別支援学校の巡回相談員からの助言が必要になりますが、当該生徒の行動面や対人関係面における困難の状態や教育的ニーズの把握といった実態把握は、校内委員会において十分に進めておくことが大切です。

2 支援の必要な生徒への気づきと実態把握、支援策検討の進め方

1 支援の必要な生徒への気づき

高等学校で特別な支援を進めていくためには、学級担任や教科担任、部活動顧問などのさまざまな立場から、それぞれの教職員が担当する生徒について、**学習・行動・生活面で、以下のような困難さのある生徒がいなか**をチェックして見る必要があります。

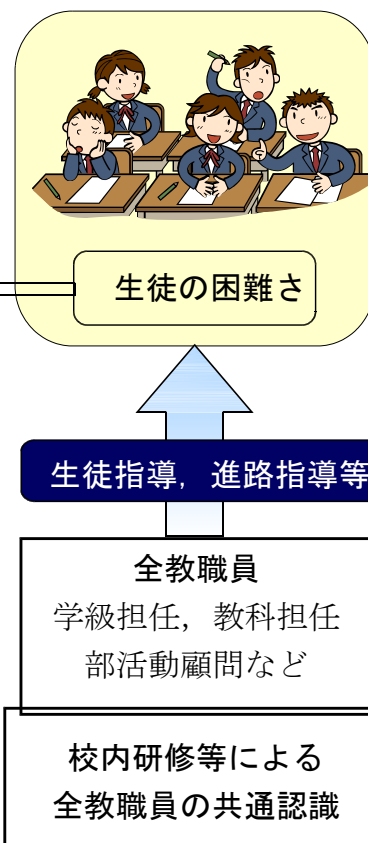
これらの項目は、程度の差はあってもだれにでも当てはまることです。しかし、このような行動等は、LDやADHD、高機能自閉症等の発達障害を原因としている場合も考えられます。

学習面で

- ・ ある特定の教科、分野が非常に苦手である。
- ・ 板書内容をノートに書き取ることが難しい。
- ・ 話や指示を聞いていないように見える。
- ・ 周りの音や様子などが気になり、集中して取り組めない。
- ・ 校時や学習場所の変更などにうまく対処できない。
- ・ 具体的に指示されたことはできるが、自分で計画を立てることはうまくできない。
- ・ 一つのことに関心をもつと、他のことができない。
- ・ 整理整頓ができずに物をなくす。準備や片付けが苦手である。
- ・ 質問の意図とずれた発言がある。

行動面・生活面で

- ・ 場の雰囲気や暗黙のルールの理解が難しい。
- ・ 場面に関係なく、声を出すことや独り言が多い。
- ・ 話題に沿って、やりとりすることが難しい。
- ・ 会話の中で自分のことだけ一方的に話す。
- ・ 些細なことでも柔軟に対応することが難しい。
- ・ 集団活動やグループでの学習に参加することが難しい。
- ・ 丁寧すぎる言葉遣いや態度が見られる。
- ・ 初対面でも相手を不愉快にさせることを言う。
- ・ ジョークやユーモアが通じず、額面どおりに受け取る。



また、発達障害のある生徒は、周囲の理解不足や不適切な対応の繰り返しにより、無気力や問題行動、学力不振、不登校などの二次的な困難さを生じやすい状況にあります。そのため、高等学校段階になると、本来の特性があまり目立たず、生徒指導や進路指導の対象として挙げられる場合も少なくありません。

そこで、**長期欠席や問題行動、学力不振などのある生徒についても、表面的な行動にとらわれることなく、生徒の困難さといった視点からとらえ直して見る**必要があります。

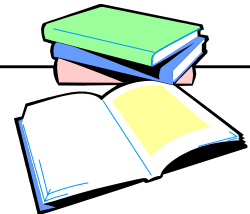
一方、高等学校にも難聴や弱視などの障害のある生徒が在籍している場合があります。生徒一人一人のニーズに応じた教育を推進していくために、特別な支援の必要な生徒のそれぞれの困難さについて、しっかりと把握・整理しておくことが大切です。

2 実態把握の進め方

特別な支援が必要な生徒への適切な指導・支援を検討するために、特別支援教育コーディネーターや担任などが中心となり、多面的に情報を収集することが必要です。

その際、適切な進路指導や意欲を引き出すという視点から、**生徒のよさ（特性）をとらえること**や**生徒本人、保護者の思いや願いをとらえておく**ことが大切です。

〔情報収集の内容例〕	〔情報収集の方法例〕
<p>＜学習面＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各教科の習得状況、意欲等 ・授業の様子(指示理解, 集中力, 書字, 提出物の状況等) <p>＜行動面＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団行動, 課題への集中, 計画性など <p>＜対人関係・社会性＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協調性, ソーシャルスキル, 他者への関心, コミュニケーションなど <p>＜生育面＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育歴, 教育歴など <p>＜医学面＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体の状態, 健康管理, 診断名, 障害の状態や特性など <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人や保護者の思い, 願い 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 聞き取りやアンケート 出身中学校, 教科担任, 医療機関前担任など ○ 教育相談 生徒本人, 保護者 ○ 行動観察 ○ 指導要録や個人記録 ○ 試験や実習の結果 ○ ノート, 提出物等



また、生徒の発達や支援方法を探る手掛かりを得るために、特別支援学校による巡回相談等を活用して、保護者や本人の承諾の下、心理検査を実施することも考えられます。

このようにして収集した情報は、以下のように、**アセスメントシートという形で指導に生かせる情報としてファイル等に整理**し、個人情報管理に留意するとともに、関係する教職員が情報を共有できるようにしておきます。

〔特別な支援が必要な生徒のアセスメントシート例〕

家族構成・家族状況等	教育歴	諸検査の結果	本人, 保護者の願い
生育歴	中学校での様子	医学面	
学習面	行動面	対人関係・社会性	
<ul style="list-style-type: none"> ・意欲, 態度 ・理解の状況 ・集中力 ・書字, 読字 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団行動 ・課題への集中 ・計画性 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・他者への関心, 交流 ・協調性 ・コミュニケーション ・ソーシャルスキル など 	

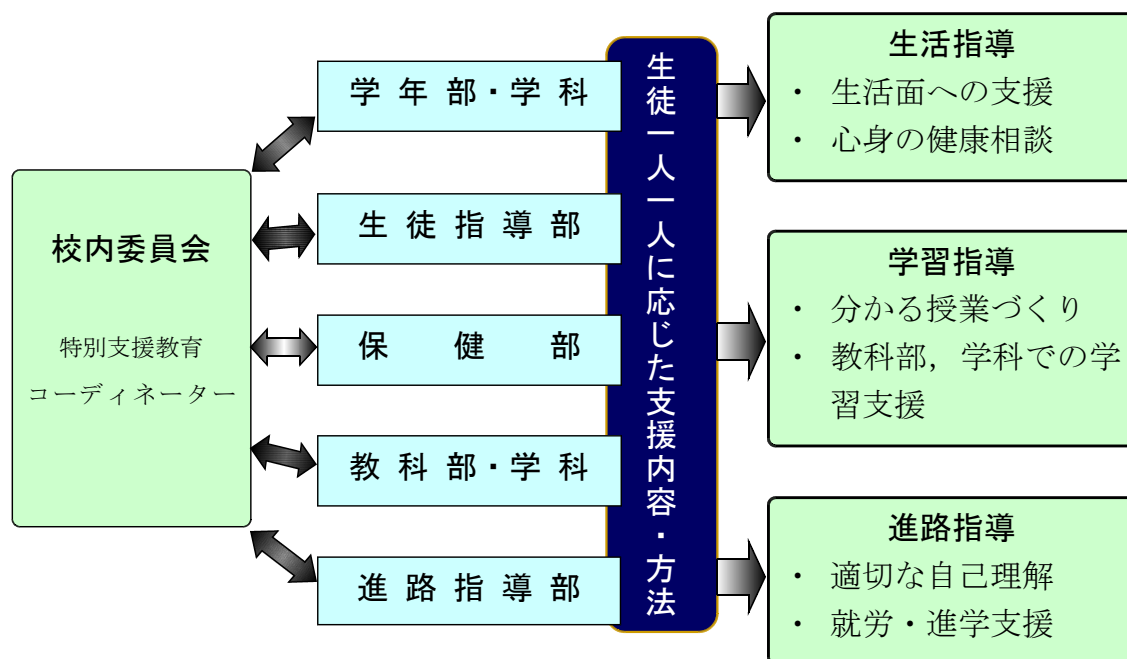
3 支援策の検討の進め方

高等学校段階の発達障害のある生徒は、学習面だけではなく、生活面や対人関係面などに多くの困難さを複雑に抱えているケースが多くなります。そのため、それぞれの教職員が適切な指導や支援を容易に準備することが難しい場合もあります。

そこで、実際の支援に当たっては、**学級担任や教科担任などの一部の教職員だけでは**

なく、生徒指導部、保健部、進路指導部、教育相談部（係）などの各分掌組織が、情報共有した上で連携を十分に図り、それぞれが取り組めることを整理し、支援策を検討していくことが必要になります。

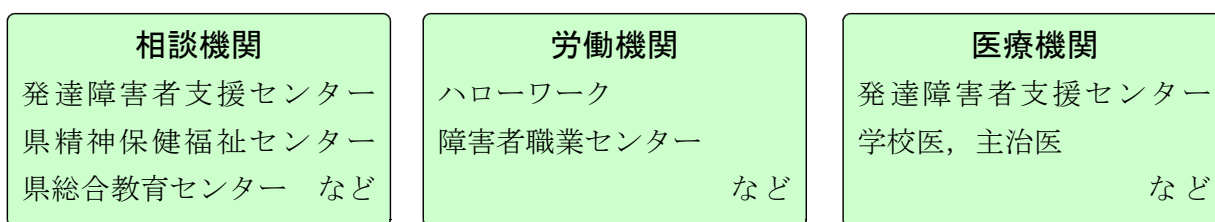
特に、高等学校での支援や指導を考えていく場合、進級や卒業後の進路に向けた取組の中で、生徒本人の自己理解を深めるとともに、困難さの改善・克服のための方策を共に考え、情緒の安定や自尊心の育成、意欲の形成を図り、適切な進路選択や移行支援を進めていくことが大切です。このような考え方を基に、「生活指導」、「学習指導」、「進路指導」の視点から、組織的な支援について検討します。



高等学校で取り組む具体的な支援策としては、次のようなことが考えられます。

- 学級担任や教科担任による集団指導の中での個別的な配慮
- 校務分掌組織による総合的な支援
 - ・ 教育相談体制によるカウンセリング、相談の推進と保護者との連携構築
 - ・ ソーシャルスキルやストレスマネジメントを学ぶ機会の導入
 - ・ キャリア教育の実践やインターンシップの導入
 - ・ 授業改善を目指した授業研究の推進
 - ・ 基礎的な学力習得を目指した個別、小集団指導の実施

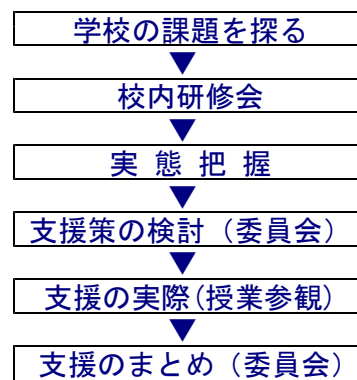
また、特別な支援の必要な生徒の理解や具体的な支援方法、進路を見据えた取組を実践していくために、スクールカウンセラーや巡回相談のほか、関係する分掌部が関係機関と連携していくことが必要です。



3 巡回相談の活用等による特別支援教育推進の取組例

高等学校で特別支援教育を進めていくためには、教職員の「知識」や「意識」を高め、共通した認識の下で、校内の組織をつくり、特別な支援が必要な生徒のニーズに即した指導や支援を進めていくことが大切です。

本編では、特別支援教育コーディネーターを中心に、巡回相談を活用して、右図のような流れで校内における特別支援教育を推進したA高等学校の取組例を紹介します。



1 特別支援教育推進に関する学校の課題の把握

本校では、特別支援教育を進めるに当たって、特別支援教育に関する学校の状況や課題を把握しておくことが大切であると考え、まず、校内の教職員の意識の状況について、巡回相談員との相談を基に次の二つの視点からアンケートを実施しました。

(1) 特別支援教育に関する知識の把握

本校の教職員が特別支援教育についてどれくらいの知識をもっているかを把握するため、右のような用語理解に関するアンケートを実施しました。その結果、個人差が大きく、学校全体として特別支援教育に関する基礎的理解をまず図ることが重要であることを確認しました。

〔特別支援教育に関する用語理解の状況〕

用語	よく知っている	少し知っている	聞いたことはある	全く知らない
LD	4(人)	26	24	6
ADHD	2	38	12	8
高機能自閉症	2	16	24	18
知的障害	4	30	26	0
特別支援学級	2	20	30	8
通級指導教室	0	6	19	36
特別支援学校	2	10	36	12
特別支援教育	0	20	32	8
特別支援教育コーディネーター	0	8	38	14

(アンケート結果一部抜粋)

(2) 特別な支援を必要とする生徒への支援の状況の把握

本校には、肢体不自由や難聴等の障害のある生徒や健康上配慮の必要な生徒など、特別な支援を必要とする生徒が既に在籍しています。年度当初に共通理解の場を設けていますが、各教職員がそれらの生徒の実態をどの程度理解し、学習面や生活面でどのような支援を行っているかについて調査し、特別な支援が必要な生徒への支援状況に関する課題を把握しました。

2 特別支援教育に関する校内研修会の実施と当該生徒への気付き

(1) 校内委員会の実施

上述のアンケート等の結果を踏まえて、本校における課題を整理し、年間を通して右のような内容について研修を進めることにしました。

第1回目は、特別支援教育全般に関する基本的な知識を共有することを目的にして、講師を巡回相談

〔校内研修の内容〕

- ・ 特別支援教育の概要
- ・ 発達障害の理解と支援
- ・ 校内支援体制の在り方
- ・ 事例研究(具体的な支援策)
- ・ 個別の指導計画の作成

員に依頼し、1時間半の設定で、特別支援教育の概要、発達障害の特性と二次的障害の原因・対応などについて研修しました。

研修会後のアンケート結果から、「本校においても、特別支援教育を進めることが課題である。」という教職員の意識の芽生えを実感することができました。

〔研修会後のアンケートから〕

- 特別支援教育についての全体的なイメージが見えてきた。
- 「障害」という言葉が一人歩きするのは怖いと思い、この研修会を設けてもらうように提案した。
- LD, ADHDという言葉は初めて聞き、その内容の概略を知ることができて有意義な研修となった。
- LD, ADHDについて、身近な生徒や子どもの障害ではないのかと心配になった。さらに、自分で勉強していこうと思った。
- 学期1回、このような研修会があればよいと感じた。
- 対象生徒が少ない間は対応できるかもしれないが、増加した場合、対応していけるのか不安もある。
- 困難さのある生徒の事例を全体で取り上げて、どう支援すべきか一緒に考えていきたい。
- 高等学校での事例を詳細に紹介してほしい。継続という視点で小・中・高の引継ぎの確立も希望する。

(2) 特別な支援が必要な生徒への気付き

校内研修会の実施により、教職員間で「気になる生徒」への意識が高まったことを受けて、校内委員会が中心になり、各教職員の学習面や生活面における気付きの様子を全校的に整理していくことにしました。

まず、学級担任をはじめとして、教科担任など教職員全員が、右のような視点を基に、担当する生徒の中で気になる生徒をリストアップしました。

多くの生徒が挙げられた中で、客観的な気付きという観点から、複数の教職員が挙げた気になる生徒5人について、全校的に支援を考えていくことにしました。

〔気付きのチェックポイント〕

- **学習面**
 - ・ 文章を書く際に、小学6年生までの漢字は使われているか。
 - ・ 加減乗除の計算はできるか。
 - ・ 分数、小数の計算はできるか。
 - ・ 言葉の裏にある意味をとらえることができているか。
 - ・ 言いたいことを伝えることができるか。
 - ・ 音読はできるか。
 - ・ 文章の意味を理解しているか。
 - ・ 図形を描くことができるか。
 - ・ 計画を立てたり、それを実行したりすることができているか。
 - ・ 早合点することはないか。
- **行動面**
 - ・ 注意が持続できているか。
 - ・ 衝動的な行動はないか。
 - ・ しゃべりすぎることはないか。
- **社会性**
 - ・ 友達はいるか。
 - ・ 感謝や謝罪の言葉が言えているか。
 - ・ 指示に従って行動できているか。

3 校内委員会による実態把握と支援策の検討

本校では、従来からある「心の教育委員会」に、特別支援教育の機能をもたせて校内委員会を設置しています。校内委員会では、気になる生徒5人について実態把握と支援策の検討を進めるために、各担当者が分担して情報収集を行いました。

○ 特別支援教育コーディネーター

5人の生徒の出身中学校に対し、中学校在籍時の情報収集を行うとともに、個別の指導計画作成の有無を確認し、作成されている場合はそれを引き継ぐ。

○ 学級担任・学年部

学習面、行動面、社会性などの状況について、試験結果、行動観察等の様子からA4判1枚程度にまとめる。

さらに、校内委員会ではスクールカウンセラーや巡回相談員の同席も得て、右のような内容について検討しました。その際、特別支援教育コーディネーターが中心となって運営しますが、他のメンバーにも積極的に協力をもらいながら、全教職員が共通理解できる情報を提供するということを大切にして支援策の検討を進めました。

〔校内委員会の検討内容〕

- 1 気になる生徒の実態についての報告（担任から）
- 2 巡回相談員からみた対象生徒についての理解
- 3 支援の方法について（どんなことを、誰が、いつ、支援するか）
- 4 次回の委員会の開催

4 当該生徒への支援の実際

5人の生徒について、以下のような支援を行っていくことにしました。

〔生徒への具体的な指導や支援〕

共通する配慮事項	生徒	どんなことを	誰が	いつ
<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい板書 ・分かりやすい説明 ・集中を促してからの働き掛け ・余白の多いプリント ・座席の工夫 	A	○ ソーシャルスキルトレーニング	養護教諭 他	放課後 週2回
	B	○ ストレスマネジメント		
	C			
	D	○ カウンセリング ○ 心療内科医との情報交換（保護者の了解のもと）	スクールカウンセラー	週1回
	E	○ 学級担任と交換日記を行い、その中で漢字を使うように指導する。	学級担任	毎日

「共通する配慮事項」については、巡回相談員の助言を受けて、5人の当該生徒だけでなく、学力に問題のある他の生徒にも有効な方法として整理しました。この5点を学校全体で実施し、すべての生徒にとって「分かりやすい授業」に取り組むことを確認しました。

このように、具体的な指導や支援の在り方について個別に記し、それを評価したものが個別の指導計画になるのではないかと考えました。形にこだわらず、いつ、どこで、誰が、どのような具体的支援をし、その結果がどうだったかを記録しておくこと、引継ぎの資料になっていくのではないかと考えています。

5 まとめ

本校では、特別な支援が必要な生徒への個別支援とともに、全員への配慮をしていくことで、生徒全員の学力向上へつなげる取組を始めました。

また、現在、特別支援教育コーディネーターが中心になりながら、巡回相談員や医療機関、卒業後のことを見通した労働機関、大学との連携も考えていく必要を感じているところです。特別支援学校では、就職先や進学先へ、生徒の実態や状況に応じた支援の在り方などを記した個別の移行支援計画を引き継ぐようにしているという情報を巡回相談員から得ました。生徒が安定した状況で、継続して学習、就労するためにも、個別の移行支援計画を準備することも考えています。

今後も、校内支援体制の在り方、生徒の実態に応じた指導の在り方などについて、特別支援学校の巡回相談員、県総合教育センターと密に連携を図り、生徒の実態に応じた適切な指導や支援を行っていきたいと考えているところです。